

公益社団法人愛知県緑化推進委員会定款（抜粋）

第3章 会員

（法人の構成員）

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦されたもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 正会員の入会にあたっては理事会の承認を得なければならない。
- 3 賛助会員の入会にあたっては理事長の承認を得なければならない。

（会費）

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費規程に基づき、会費を支払う義務を負う。

（退会）

第8条 会員は、理事長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条に規定する会費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（抛出金品の不返還）

第11条 前3条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事たる理事長は小川悦雄、代表理事たる副理事長は三浦孝司とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の変更は、令和元年6月7日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和3年6月4日から施行する。